

**納期限までに納めてください  
特別区民税・都民税(第3期分)**

平成28年度特別区民税・都民税(普通徴収分)の第3期分の納期限は、10月31日(月)です。税務課(区役所2階)、各出張所・金融機関・コンビニエンスストアで納めてください。

また、口座振替をご利用の場合は10月31日が振替日(引き落とし日)ですので、前営業日までにご入金ください。

**【問合せ】**税務課税務係 ☎5608-6133

**11月7日までにご提出ください  
学校選択制度に係る希望選択票**

区内在住で平成29年4月に小・中学校へ入学する新1年生の保護者を対象に、学校選択制度に係る希望選択票をお送りしています。学区外の区立小・中学校への入学を希望する場合は、提出期限までに必ずご提出ください。

**【提出期限】**11月7日(必着) **【提出方法】**希望選択票を直接または郵送で、〒130-8640学務課事務担当(区役所11階) ☎5608-6303へ

**動物との共生のために  
飼い主のいない猫の不妊手術等の費用助成**

飼い主のいない猫(野良猫)を増やさないようにする地域活動を支援するため、不妊・去勢手術費用の一部を助成しています。

**【対象】**区内在住の方が、区内に生息する飼い主のいない猫に区内の動物病院で不妊・去勢手術を受けさせ、生息する地域で責任を持って管理する場合 \*飼い猫に対する助成は不可 **【助成額】**手術費用の1/2(1頭当たり▶メス=1万円 ▶オス=5000円 を上限) \*手術後の申請は不可 **【申込み】**随時、問合せ先へ

**■ご存知ですか?猫の「耳カット」**

猫の「耳カット」とは、不妊・去勢手術を受けた印として、耳先を少しだけカットすることです。この猫から子猫が増えることはありません。一代限りとなった命を見守りましょう。



**■講演会「地域でできる!野良猫対策」**

野良猫の糞尿や鳴き声で困っている人も、野良猫にエサを与えている人も、野良猫にまつわる対策について一緒に考えてみませんか。

**【とき】**11月27日(日)午後1時半~4時 **【ところ】**区役所会議室131(13階) **【講師】**黒澤 泰氏(「地域猫のすすめ」著者) **【定員】**先着60人程度 **【費用】**無料 **【申込み】**事前に講演会名・住所・氏名・電話番号を、電話またはファクスで問合せ先へ

**【問合せ】**生活衛生課生活環境係(区役所5階) ☎5608-6939・FAX5608-6405

**ご注意ください  
両国花火資料館の一時休館**

両国花火資料館(両国2-10-8住友不動産両国ビル1階)は、リニューアル工事のため一時休館します。

**【休止期間】**11月7日(月)~20日(日) **【問合せ】**観光課観光担当 ☎5608-6500

**ご注意ください  
証明書コンビニ交付サービスの休止**

システムメンテナンスのため、10月29日は証明書コンビニ交付サービスを休止します。この日は住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税の課税(非課税)証明書を発行することができませんので、ご注意ください。

**【利用休止日】**10月29日(土) **【問合せ】**窓口課証明係 ☎5608-6104

**お持ちの印鑑登録証をご確認ください  
劣化した印鑑登録証(カード)の交換**

平成12年4月~20年9月に交付した印鑑登録証(カード)の中には、年数の経過等で劣化し、破損しやすくなっているものがあります。劣化した印鑑登録証をお持ちの方は、新しい印鑑登録証と交換しますので、受付窓口へお持ちください。

**【受付窓口】**窓口課(区役所1階)、各出張所 **【持ち物】**劣化した印鑑登録証(カード)、登録している印鑑、写真付きの身分証明書(運転免許証等、官公署発行で有効期限内のもの)、委任状(代理人の場合) **【費用】**無料 **【問合せ】**窓口課住民異動係 ☎5608-6102

**資源の有効活用等にご協力を  
古着と鍋などの回収**

ご家庭で不要になった古着と鍋などを回収します。資源の有効活用のため、ご協力ください。

**【回収日時/場所】**11月5日(土)・6日(日)午前9時~午後2時/すみだ清掃事務所(業平5-6-2) **【対象】**区内在住の方 \*事業者を除く **【回収品目】**▶衣類・スーツ・着物等、洗濯済で汚損していない古着や布製品 \*ぬれているものの回収は不可 \*ボタン、ベルトなどの装飾品の取り除きは

**地球にやさしい生活のため、ぜひ、ご利用ください  
緑化助成制度**

まちに潤いと安らぎをもたらしてくれる緑を増やすため、屋上や壁面などを新たに緑化する方へ、工事費等の一部助成を行っています。詳しく

不要 ▶一辺の長さが30cm未満(柄の長さは含まない)の金属製の鍋・やかん・フライパン **【持込方法】**半透明のごみ袋に入れて、当日直接会場へ \*古着と鍋などは別の袋に入れて持込み \*車での上場は不可 **【問合せ】**すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2228 \*詳細は問い合わせるか、区ホームページを参照

**交付します  
すみだオリジナルナンバープレート**

11月1日から、原動機付自転車(50cc以下)の、すみだオリジナルナンバープレートの交付を開始します。このナンバープレートは、区立中学校の生徒を対象としたデザインコンテストで、最多得票を獲得した安藤晴南さん(吾嬭立花中学校3年生)のデザイン原案を基に作成しました。

現在、従来型のナンバープレートの交付を受けている方でも、すみだオリジナルナンバープレートへの交換ができますので、ご利用ください。

**【手数料】**無料 **【問合せ】**税務課税務係 ☎5608-6134



世帯	14万4588 (+144)	*住民基本台帳による * ( )内は前月比
人口	26万4885 (+190)	
男	13万1704 (+65)	
女	13万3181 (+125)	

種別	助成対象・条件	助成金額
屋上緑化	建築物の屋上(最上部の平面な屋根部分等)や屋根のないルーフバルコニー等に設置する1m <sup>2</sup> 以上の緑地 *築1年以上の建物には事前の安全点検が必要(費用は区が負担) *花壇(一年草の草花)・菜園やプランター等は対象外	1m <sup>2</sup> につき1万円で算出した額と、工事費(税抜き)の半額を比べて少ない方の額 *1万円未満は切捨て
壁面緑化	道路に面した建築物の壁面に1m <sup>2</sup> 以上の補助器具を設置し、つる性植物等で覆ったもの *落ち葉対策等のため道路との境界線から適正な間隔がとられている必要あり	壁面緑化の例
沿道緑化(生け垣)	道路に面した沿道部分に、塀の形成を目的として高さ1m以上の樹木を枝葉同士が触れ合う間隔で列植したもの	植え込み地の長さ1mにつき2万円で算出した額と、工事費(税抜き)を比べて少ない方の額
沿道緑化(植樹帯)	道路に面した沿道部分の植栽ます(幅員50cm以上)に、枝葉同士が触れ合う間隔で樹木を列植したもの *草花は対象外	植え込み地の面積(植栽ます縁石を除く)1m <sup>2</sup> につき2万4000円で算出した額と、工事費(税抜き)を比べて少ない方の額

●生け垣または植樹帯の工事に当たり、ブロック塀を取り壊した場合には、長さ1mにつき1万円を助成金額に加算します。  
●いずれも助成限度額は40万円です。  
●建築基準法など法令に不適合の建築物に設置する場合および条例・要綱に基づき設置する場合を除きます。  
●設置する場所により、助成対象とならない場合があります。